

 民生委員・児童委員の

# ひろば

支えあう 住みよい社会 地域から

特集

## 子ども虐待を防ぐために

明星大学 常勤教授 川松 亮

事例紹介 滋賀県守山市速野学区民生委員児童委員協議会

事例紹介 福島県福島市第三方部民生児童委員協議会

- 支える・つながる仲間 .....  
法テラスのサービスについて  
日本司法支援センター(法テラス) 本部
- 情報室 .....  
11月は児童虐待防止推進月間です
- 人権について考える .....  
新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう!

11

2022  
November



# 子ども虐待を防ぐために



子ども虐待の相談件数は、年々増加しています。子ども虐待は社会問題であり、一概に虐待をしてしまった親だけが悪いとは言えません。社会全体で課題意識をもち、我が事として考えていくことが重要です。

本号では、子どもの虐待の現状や、虐待の背景、とらえ方などを明星大学の川松亮常勤教授に解説いただくとともに、民児協が行う子ども虐待防止に向けた取り組み2つ事例を紹介します。

## 子ども虐待の現状と民生委員・児童委員

明星大学 常勤教授 川松 亮

### 1. 子ども虐待の現状

本年9月9日に厚生労働省が発表したところでは、令和3（2021）年度に全国の児童相談所が対応した虐待対応件数は20万7659件にのぼりました。20年前の平成13（2001）年度と比較すると約9倍に増えています。虐待の4種類の中では、心理的虐待の割合が高く60・1%に及んでいました。近年は心理的虐待の割合が増加していること、また警察署からの通告が約半分を占めているのが特徴です。

具体的な内容を見ると、配偶者間の暴力や暴言に伴う心理的虐待が警察署から通告される事例が多く含まれており、これが虐待対応

件数の増加の要因となっています。また、子ども虐待に関する社会的な周知が進み、通告を促す啓発がされるなかで、発見、通告されることが増えたことも背景にあります。つらい思いを抱えながら気づかれないのでいる子どもや子育てに行き詰つてしまっている保護者の支援につなげることが必要です。そうした親子が孤立しないように社会全体で気づき、支援につなげ合うことが求められています。

2. 子ども虐待の背景

子ども虐待の背景にはどのような事情が見られるのでしょうか。一つひとつ的事例を見ると背景はさまざまですが、いろいろな困難を抱えて養育を行っている家

庭が多く見られます。

例えば保護者の就労が安定しなかつたり経済的に困窮することで、保護者に余裕がなくなり子どもに向き合うことが難しくなっている場合があります。あるいは、保護者が精神的な不安定さを抱えてしまったり、アルコールなどへの依存が見られることがあります。また夫婦間の不和やDVが重なっている場合もあります。ひとり親家庭の生活上の困難や外国にルートがある方の生きづらさがこうした事情と重なり合つてさらに困難が深まることがあります。このようにいくつもの困難が複合していることが多いのです。

いろいろな困難を抱えていたとしても、身近なサポートがあれば何とか乗り越えることもできるでしょう。しかし、親族などのサポートがない家庭が多く見られます。身近なサポートがなく孤立している場合には、行政のサービスにつながるといのですが、サービス資源が足りなかつたり、うまくつながらなかつたりしていることもあります。このようなさまざま

まな要因が重なって、子育ての行き詰まりが深まり、子どもに対しても適切な養育を行えなくなつてしまふのです。

まずは困難を抱えていることに気がつかることが必要であり、そして支援につながつていくことが大切になります。公私にわたる適切なサポートを受けることができれば、虐待に至らずになんとか乗り越えられることがあるはずです。そこで支援者は親子と積極的につながりを作り、声をかけて困ごとを聴かせていただき、苦労をねぎらいながら支援を受け入れてもらえるように丁寧に働きかけていくことが必要になるのです。と同時に足りていらない支援サービスを創出していく取り組みも必要になるでしょ。

### 3. 子ども虐待のとらえ方

虐待というと特別な家庭に生じる特別な状況ととらえがちですが、子どもの養育がうまくいかなることほどこの家庭にも起こりえることです。ほとんどの事例で保護者は子どものためにと思いながらも、

さまざまなものにより子どもにとつて適切な対応ができなくなつてしまふのです。こうした状況は、子どもの健康的な成長発達にとって「不適切な養育」になつていると考えられ、これは国際的には「マルトリートメント」という考え方当たります。そして養育の行き詰まりが深まる前に社会が関与して、子ども虐待を予防することができればこれに越したことはありません。子どもが家庭で安全・安心な状態で過ごせるように、子育てに行き詰まりのある家庭に幅広くかかわって、養育の改善方法を保護者とともに考えていく取り組みが私たちに求められていると思います。

そのためには保護者を責めていても何も成果が得られません。家庭には先に述べたようなさまざまの困難があり、それらを改善しながら、親子の関係を修復し、保護者がゆとりをもつて子育てを行えるように多様な支援を行つていくことが大切となります。この支援は単独の機関や支援者で行うことは不可能であり、地域に存在する

### 定例会で話しあってみよう

『ひろば』を活用して、単位民児協の定例会などで民生委員・児童委員としての学びを深めましょう。

- 児童虐待が疑われる子どもを見つけた場合、どのように関わるのかを話しあいましょう。また、お住いの地域のつなぎ先はどのような機関があるかを確認してみましょう。
- 要対協など児童虐待に関する組織に民児協としてどのように参画していくか話しあいましょう。
- 地域のアンテナとして課題を抱える親子に気づくにはどのようなことができるか話しあってみましょう。

### 4. 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は地域で困境などを抱えている親子に気づける、地域のアンテナといつて

共有し合い、支援を重ね合つていぐ場であると感じる必要だと思います。

家庭に関与できる場合には、困

りごとを聴くことや相談に同行することで助けられる親子がいると思います。地域で可能な支援を関係機関と相談しながら検討し、地域で可能な「おせつかい」をしていくことが求められていると思います。

もよいと思います。そうした情報

を市区町村の児童相談部署と共有して、支援につなげる基点になります。つまり連携協働します。要保護児童対策地域協議会はそのためにあるものであり、それぞれの支援者が自分でかかるようにする必要があります。

## 系統的で持続性のある児童委員活動

～認定こども園・幼稚園・小学校・中学校 合同情報交換会～

◆滋賀県守山市速野学区民生委員児童委員協議会



へ拡大していきます。

主任児童委員は、学区内の5校園へ2カ月に一度訪問して校園長と「情報交換会」を実施します。この情報交換会の場は、在校園児・児童・生徒の課題を早期発見するチェックポイントにすぎません。

当民児協では平成6（1994）年の主任児童委員制度創設の直後から児童委員活動は主任児童委員2名を中心に、系統的に継続性のある子どもの成長に合わせた見守り活動を展開しています。

「こにちは赤ちゃん訪問」と  
「懇談会による  
ネットワークづくり」

地区担当児童委員21名は、3か月児・1歳児対象の「こにちは赤ちゃん訪問」（平成19（2007）年に市が虐待の早期発見を期待して委託）を担当します。訪問を介し、地域の「子育て応援団」として母子やその家族との関係づくりと見守りを続けながら、常に「気がかり」なケースの早期発見に心掛けています。

### 認定こども園・幼稚園・小学校・中学校との合同情報交換会

当民児協は子どもたちの成長に合わせて見守りの範囲を、認定こども園・幼稚園・小学校・中学校

訪問後の「記録票」から行政の子育て支援担当課の家庭児童相談員による直接訪問や保健師等が行う健診担当、要保護児童対策協議会、時には児童相談所との連携・関わりが始まります。

市民児協主任児童委員会は2ヶ月に一度、行政の子育て支援担当課と「懇談会」を開催、乳幼児に留まらず市内の全ケースの情報交換を行い、その結果は主任児童委員を通じて地区担当児童委員にフィードバックし、地域での「見守り」活動に活かします。

合同情報交換会は一部制で、第一部は担当地区児童委員から地域の「直接的な見守り」や直接ケーブスに関わらない「遠巻きの見守り」の情報を提供、校園長から報告を受けた後、全員で意見交換を実施して第二部の個別ケースの検討と校園間の協議に繋ぎます。

第二部では主任児童委員から個別の虐待、不登校、ひきこもり、子ども若者ケアラーや親の病気・依存症、貧困などの情報を提供します。特に主任児童委員の持つ「校種」を超えた「兄弟姉妹」の情

報提供は家庭内の変化を測る大きな手掛かりとなります。結果、校種を超えて、校園間で直接に対応策の協議やケースへの協働も生まれています。また、子育て支援担当課の出席は、保育・教育現場の課題に「具体的な手立て」のアドバイスを頂ける場に加え、地域や保育・教育現場からの「生の声」が行政に届くことで新たな子育て支援システム「制度創設」の議論に上ることが期待できます。

### 児童虐待を減らすために

児童虐待を減らすためには個人情報保護に留意した上で地域の人・多様な機関がつながり「情報を共有する場」を設定し、継続した活動を行うことが重要です。そのためには「地域に開かれた学校づくり」やとくに虐待の連鎖を減らすために「義務教育終了後の高校

生・若者への支援」対策とその「ネットワークづくり」が急務です。地域や児童委員の活動だけでは限界があり、今以上に行政や教育関係機関などとも強力な連携と協働に努めなければと考えています。



## 法テラスのサービスについて

日本司法支援センター（法テラス）本部  
事務局長付 常勤弁護士 鎌木 信行

### 1. 福祉の問題のなかに隠れた法律問題

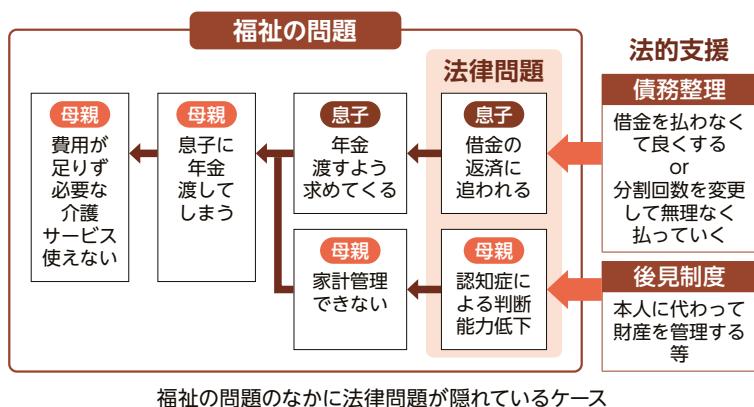
例えば8050問題。高齢の母

親が息子に年金を渡してしまった。そのせいで、必要な介護サービスが使えない。そのようなケースは身近にないでしょうか。下記の図のように、福祉の問題のなかに法律の問題が隠れているケースがあります。福祉と司法が適時に連携することで、福祉の問題が解決し、福祉現場の負担が軽減される場合があります。

### 2. 法テラスとは

法テラスは、正式名を「日本司法支援センター」といいます。司法サービスをもっと気軽に利用いたくことを目的に、国が設立し

た法人です。全国で各種サービスを実施しています。借金や離婚・



相続など家庭に関する相談が多く寄せられています。

### 3. 活用できるサービス

法テラスのサービスは多岐にわたりますが、そのうち、民生委員・児童委員活動のなかで活用いただける主なものとして、次のものがあります。ぜひ、お気軽にお近くの法テラスまでお問い合わせください。

#### （1）無料法律相談

一定の資力基準（収入・資産）を下回る方は、同一の問題につき3回まで無料で相談できます。対面による相談のほか、高齢者・障がい者など既設の相談場所まで行くことが難しい方については、自宅や病院・介護施設などでの出張相談のご利用も可能です。

また、近時、法テラスでは、電話

などを活用した相談を実施しています。これには、新型コロナワイヤルス感染症対策として、期間限定で実施されているもの（緊急時電話等相談援助）と、既設の相談場所まで行くことが難しい一定の方

を対象に、平常時においても利用できるもの（通常電話等相談援助）があります。

とあります。一部地域では、福祉機関の協力のもと、オンラインでの相談を実施している例もあります。

#### （2）代理援助・書類作成援助

弁護士に自己破産の代理申立をしてもう場合や、司法書士や弁護士に自己破産申立の書類を作成してもらう場合など、弁護士・司法書士の費用などの立替えを無利息で行つもので

#### （3）法テラス・サポートダイヤル

法律相談ではなく、一般的な制度や窓口について、オペレーターが電話でお答えします。電話番号は、0570-078374（平日9時～21時、土曜9時～17時、利用料無料、通話料有料）です。法テラス公式ホームページの専用フォームからメールで問い合わせることも可能です。

#### （4）法テラス公式YouTube

法的支援に関する情報を、誰でも、どこでも、いつでも、わかりやすく知ることができるよう、法テラスの使い方や身近な法律問題について解説する動画を掲載しています。「法テラス YouTube」で検索してください。



# 11月は児童虐待防止推進月間です

令和4年度 標語

「もしかして？」  
ためらわぬいで！  
189（いちはやく）

「未来」は社会全体で守らなければなりません。

厚生労働省は毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるように、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動などの取り組みを集中的に実施しています。

## 2. 児童虐待防止に向けた政策

少子化がすすむなか、厚生労働省が令和4（2022）年9月に発表した「令和3年度の児童虐待に関する相談対応件数」では速報値ながら過去最多を更新しました。心理的虐待が増加したほか、虐待相談窓口の普及などにより、家族親戚や近隣知人、そして児童本人等からの通告が増加しています。子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、深刻な状況は続いている。児童虐待は早急に解決すべき問題であり、子どもの「命」と「権利」、そしてその

### 1. 児童虐待防止推進月間

令和5（2023）年4月には、国の子ども政策の新たな司令塔としてこども家庭庁が創設され、「こどもまんなか社会」の実現に向けてさまざまな取り組みがスタートします。こども家庭庁は、これまで各府省庁に分かれていた子ども政策に関する総合調整権限を一本化し、児童虐待防止対策の強化を行うこととしています。

令和6（2024）年4月には、

## 3. 児童虐待防止に向けた 全民児連の取り組み

市町村に「こども家庭センター」の設置が努力義務化されます。こども家庭センターは、従来の「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」を一体化し、それぞれの機能や役割を維持しながら、子ども・妊娠婦等の実情把握、情報提供、相談支援等を行っています。双方が一體となって対応することで、深刻な事案に至る前に必要な支援にならげることなどが期待されています。

市町村に「こども家庭センター」の設置が努力義務化されます。こども家庭センターは、従来の「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」を一体化し、それぞれの機能や役割を維持しながら、子ども・妊娠婦等の実情把握、情報提供、相談支援等を行っています。双方が一體となって対応することで、深刻な事案に至る前に必要な支援にならげることなどが期待されています。

このした動きをふまえ、令和元（2019）年9月には、「児童虐待防止緊急アピール2019」を公表し、子どもの命を守り、人権を尊重し子どもの健やかな成長・発達を保障するための取り組みの推進を宣言しました。その後、地域の子育て家庭や地域住民に向けた「呼びかけ文」も見直し、同様に公表しています。

全民児連では、「呼びかけ文」のほか、小中学生向けのフリーペーパー『みんせい!』など、児童虐待防止推進月間にお役立ていただける各種データを公開していますので、ぜひ積極的にご利用ください。

全民児連では、平成11（1999）年と平成16（2004）年に「児童虐待防止緊急アピール」を発表し、その後、平成19（2007）年には地域の潜在化する問題を見越すために「呼びかけ文」を作成し、子育て支援も含めた児童虐待防止活動に取り組んできました。

また、平成29（2017）年12月には「全国児童委員活動強化推進方策2017」を策定し、民生委員



全民児連HP



新興感染症である新型コロナウイルスには3つの感染形態があります。体、心、社会への感染で「3つの顔」と表現しています。

第1の顔(生物学的感染症)は「病気」のものです。ヒトからヒトに感染し、さまざまな身体症状を呈します。変異も多く、いまだに未知のウイルスです。

第2の顔(心理的感染症)は「不安・恐れ」という感情です。未知の感染症に対する恐怖から生じた不安や恐れは、私たちのなかで膨らみ、心を侵食します。冷静な対応ができなくなるだけでなく、瞬く間に周囲へ伝染していき、第3の感染症につながります。

第3の顔(社会的感染症)は「嫌悪・偏見・差別」という行動です。人間は目に見えないものへの不安から、特定の対象を見る敵とみなして嫌悪し、

それを偏見・差別して遠ざけることで、束の間の安心感を得たいという無意識の行動をとります。嫌悪・偏見・差別は、私たちの互いに支え合う力・尊重し合う力を弱め、社会の危機に立ち向かう力も弱めます。

さらに、偏見・差別が広がると差別を受けるのが恐くて、症状があっても受診をためらい、結果として感染を助長します。偏見・差別で医療やインフラが停滞すると、社会機能が破綻し、事態はより深刻化します。

これら負のスパイラルがさらなる感染の拡大につながるため、このウイルスの影響は病気そのものよりも、心理的・社会的影響のほうがはるかに大きいとも言えます。

偏見・差別を完全になくすことはできませんが、1人ひとりの努力で少な

くすることはできます。恐怖を「正しく恐れ」、自身の中で「不安」を軽減することです。具体的には、できる限り普段の生活を心がけ、心の穏やかさを保つ工夫をすることです。

また、人間の尊厳を守るために、個々の違いや多様性を認め合う「寛容さ」が必要です。生活の不自由さを「覚悟」して他者に寛容に接すること、おのの自分ができる役割をこなすこと(Do your part)、それぞれの立場での行いに尊敬の念をもつことで、「ともに闘う姿勢」、「共同体感覚」が醸成され、偏見・差別を減らすことができます。そして、次の時代を担う子どもたちが、こうした大人の姿をじっと見ているということを、決して忘れてはいけません。

## 民鏡

吉川 郁夫

大阪市民生委員児童委員協議会  
会長・本紙編集副委員長

今年もあと2か月となり、12月の一斉改選が迫ってきました。今期は、コロナ禍のなかでの民生委員活動となり、試行錯誤の3年間でした。このような状況

▼今年もあと2か月となり、12月の一斉改選が迫ってきました。今期は、コロナ

禍のなかでの民生委員活動となり、試行錯誤の3年間でした。このような状況

民生委員・児童委員の  
ひろば 11月号 2022 NOVEMBER

令和4年11月1日発行  
(毎月1回1日発行)第833号

昭和31年5月18日

第三種郵便物認可

●発行所／全国社会福祉協議会

〒100-8980

東京都千代田区霞が関3-3-2

電話03-3581-6747

●発行人／松島 紀由

●編集人／熊坂 淳

●定 価／1部10円(購読料は会費に含む)

ホームページを  
ご活用ください

☆民生委員・児童委員専用ページ  
をご覧いただくためには、次の  
パスワードを入力してください。

パスワード 20131201

ホームページの  
ご案内

お知らせ

「児童虐待防止推進月間」に関する  
国の取り組みを

以下の二次元バーコードから確認できます



全国民生委員児童委員連合会のホームページ  
全民児連 で検索  
全国民生委員互助共励事業のホームページ  
互助共励 で検索

